

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府 京丹後市 網野町 掛津630					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	山川産業株式会社 掛津事業所長 半田勝郎					
事業者の主たる業種	鉱業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月					
基本方針	代替エネルギーの利用、廃棄物の削減、リユース、リサイクルの推進（環境マネジメントの推進）により、17年度比41%の温室効果ガス削減を目標とする。					
推進体制	ISO14000認証取得、全社取得推進中					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14000 2004				
	適用範囲	掛津事業所				
	取得年月日	2001年10月23日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22	リサイクル炉	固形再資源燃料の原料混入による流動床内燃焼による重油消費量の実質減少			
	21～22	リサイクル炉	省エネ型新炉への更新(企画計画中につき、効果は未定)			
	20～22	乾燥工程、NE工程	原砂ヤードに屋根設置、排水系(水切り)を強化すること等で、原料砂の含水率を下げる(1%～5%の乾燥熱量の低減)			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) 22年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	5,968 t	4,728 t	-20.8 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 5,968 t	*2 4,728 t	-20.8 %		
	目標設定の考え方	基本的には、現行の重油代替エネルギーの積極的導入とエネルギー消費の大きいリサイクル系設備の更新及び改修による。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	A (工場)	二酸化炭素換算 出荷トン数	0.03813	0.03017	-20.9 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	二酸化炭素排出量を出荷トン数で割る					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等				
		(二酸化炭素換算)				
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)			
	1 5,968 t	()-(*) 4728 t	-20.8 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	琴引浜で毎年6月1日に行われる環境美化活動に対する協賛等(浜辺のごみの回収)					
特記事項	京都府外(滋賀県)に開運工場が立ち上がり、当該工場の稼働状況により、相当数の数値に変更が起りえます。新鉱区及び旧鉱区における伐採林に対し、現状復帰のため同鉱区及び鉱区跡地に対し同等程度以上の植林を行っている。					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。